

平成28年第1回志布志市議会臨時会会議録
目 次

第1号（2月18日）	頁
1. 議事日程	4
2. 出席議員氏名	5
3. 欠席議員氏名	5
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	5
5. 議会事務局職員出席者	5
6. 開 会・開 議	6
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	6
8. 日程第2 会期の決定	6
9. 追加日程第1 議長辞職の件	6
10. 追加日程第2 議長の選挙	7
11. 追加日程第3 副議長辞職の件	9
12. 追加日程第4 副議長の選挙	10
13. 日程第3 常任委員の選任	11
14. 日程第4 議会運営委員の選任	12
15. 日程第5 広報等調査特別委員の選任	13
16. 散 会	14
第2号（2月19日）	頁
1. 議事日程	15
2. 出席議員氏名	16
3. 欠席議員氏名	16
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	16
5. 議会事務局職員出席者	16
6. 開 議	17
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	17
8. 日程第2 曾於南部厚生事務組合議会議員の選挙	17
9. 日程第3 曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員の選挙	18
10. 日程第4 大隅曾於地区消防組合議会議員の選挙	19
11. 日程第5 曾於地区介護保険組合議会議員の選挙	19
12. 日程第6 曾於北部衛生処理組合議会議員の選挙	21
13. 日程第7 農業委員会委員の推薦	21

14.	日程第8	同意第1号	監査委員の選任につき同意を求めることについて……………	23
15.	日程第9	報告第1号	専決処分の報告について……………	23
16.	日程第10	承認第1号	専決処分の承認を求めることについて（志布志市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について）……	26
17.	日程第11	承認第2号	専決処分の承認を求めることについて（志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する等の条例の制定について）……………	27
18.	閉 会		……………	28

平成28年第1回志布志市議会臨時会

1. 会期日程

月 日	曜	会 議 別	内 容
2月18日	木	本 会 議	開 会 会期の決定 各常任委員の選任 議会運営委員の選任 広報等調査特別委員の選任
19日	金	本 会 議	一部事務組合議会議員の選挙 農業委員会委員の推薦 議案上程 討論・採決 閉 会

2. 付議事件

番号	事 件 名
	議長辞職の件
	議長の選挙
	副議長辞職の件
	副議長の選挙
	常任委員の選任
	議会運営委員の選任
	広報等調査特別委員の選任
	曾於南部厚生事務組合議会議員の選挙
	曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員の選挙
	大隅曾於地区消防組合議会議員の選挙
	曾於地区介護保険組合議会議員の選挙
	曾於北部衛生処理組合議会議員の選挙
	農業委員会委員の推薦
同意第1号	監査委員の選任につき同意を求めることについて
報告第1号	専決処分の報告について
承認第1号	専決処分の承認を求めることについて（志布志市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について）
承認第2号	専決処分の承認を求めることについて（志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する等の条例の制定について）

平成28年第1回志布志市議会臨時会会議録（第1号）

期 日：平成28年2月18日（木曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 追加日程第1 議長辞職の件
- 追加日程第2 議長の選挙
- 追加日程第3 副議長辞職の件
- 追加日程第4 副議長の選挙
- 日程第3 常任委員の選任
- 日程第4 議会運営委員の選任
- 日程第5 広報等調査特別委員の選任

出席議員氏名（19名）

1 番	市ヶ谷	孝	2 番	青 山	浩 二
3 番	野 村	広 志	4 番	八 代	誠
5 番	小 辻	一 海	6 番	持 留	忠 義
7 番	平 野	栄 作	8 番	西江園	明
9 番	丸 山	一	10 番	玉 垣	大二郎
11 番	鶴 迫	京 子	12 番	毛 野	了
13 番	小 野	広 嗣	14 番	長 岡	耕 二
16 番	岩 根	賢 二	17 番	東	宏 二
18 番	小 園	義 行	19 番	上 村	環
20 番	福 重	彰 史			

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一

議会事務局職員出席者

事務局長	仮 重 良 一	次長兼議事係長	吉 田 秀 浩
調査管理係長	村 山 睦	議 事 係	溝 口 茂 樹

午前10時00分 開会 開議

○議長（上村 環君） ただいまから、平成28年第1回志布志市議会臨時会を開会いたします。
これから本日の会議を開きます。

—————○—————

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、野村広志君と八代誠君を指名いたします。

—————○—————

日程第2 会期の決定

○議長（上村 環君） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日から明日までの2日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から明日までの2日間に決定しました。
ここで、しばらく休憩いたします。

—————○—————

午前10時01分 休憩

午前10時01分 再開

—————○—————

○副議長（小野広嗣君） 会議を再開いたします。

—————○—————

○副議長（小野広嗣君） 議長、上村環君から議長の辞職願が提出されております。
お諮りいたします。議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小野広嗣君） 異議なしと認めます。
したがって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程配布のため、しばらく休憩いたします。

—————○—————

午前10時02分 休憩

午前10時03分 再開

—————○—————

○副議長（小野広嗣君） 会議を再開いたします。

○

追加日程第1 議長辞職の件

○副議長（小野広嗣君） 追加日程第1、議長辞職の件を議題といたします。
お諮りします。上村環君の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（小野広嗣君） 異議なしと認めます。

したがって、上村環君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

ただいま議長が欠けました。

お諮りします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに選挙を行いたいと思
います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（小野広嗣君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに選挙を行うことに決定
いたしました。

追加日程配布のため、しばらく休憩します。

○

午前10時04分 休憩

午前10時07分 再開

○

○副議長（小野広嗣君） 会議を再開いたします。

○

追加日程第2 議長の選挙

○副議長（小野広嗣君） 追加日程第2、議長の選挙を行います。
選挙は投票で行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（小野広嗣君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙は投票で行うことに決定いたしました。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○副議長（小野広嗣君） ただいまの出席議員は19人です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に丸山一君及
び玉垣大二郎君を指名いたします。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

（投票用紙配布）

○副議長（小野広嗣君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小野広嗣君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○副議長（小野広嗣君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

○事務局長（仮重良一君） それでは、順をお願いいたします。

1番市ヶ谷孝議員、2番青山浩二議員、3番野村広志議員、4番八代誠議員、5番小辻一海議員、6番持留忠義議員、7番平野栄作議員、8番西江園明議員、9番丸山一議員、10番玉垣大二郎議員、11番鶴迫京子議員、12番毛野了議員、14番長岡耕二議員、16番岩根賢二議員、17番東宏二議員、18番小園義行議員、19番上村環議員、20番福重彰史議員、13番小野広嗣議員。

○副議長（小野広嗣君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小野広嗣君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。丸山一君及び玉垣大二郎君、開票の立ち合いをお願いいたします。

（開票）

○副議長（小野広嗣君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数19票、有効投票18票、無効投票1票です。有効投票のうち岩根賢二君、18票。

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。したがって、岩根賢二君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

（議場開鎖）

○副議長（小野広嗣君） ただいま議長に当選されました岩根賢二君が議長におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。当選人の発言を求めます。

○16番（岩根賢二君） 皆様の投票により当選をさせていただきました。ありがとうございました。

先ほども申し上げましたけれども、私は、この議会の改革の流れを止めることなく、更に進めてまいりたいと考えております。議会基本条例に基づく活動をすることにより市民に開かれた議会、また積極的に政策提案のできる議会にしていきたいと考えております。

また、執行部に対しましては、個々の案件には是々非々の立場で臨みますけれども、議会と執行部との共通の目的であります住民の福祉の向上を目指して、お互いに切磋琢磨して全力投球で取り組んでまいりたいと考えております。

これからの改革を進めていくためには、議員各位の御理解と御協力がどうしても必要でござい

ます。どうか、皆様の御支援をよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○副議長（小野広嗣君） 新しい議長が決まりましたので、ここで交代をいたします。御協力ありがとうございました。

岩根議長、議長席にお着き願います。

（岩根議員 議長席に着席）

○議長（岩根賢二君） ここで、しばらく休憩いたします。

—————○—————
午前10時18分 休憩

午前10時19分 再開
—————○—————

○議長（岩根賢二君） 会議を再開いたします。

○議長（岩根賢二君） 副議長、小野広嗣君から副議長の辞職願が提出されています。

お諮りします。副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。

したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程配布のため、しばらく休憩いたします。

—————○—————
午前10時20分 休憩

午前10時21分 再開
—————○—————

○議長（岩根賢二君） 会議を再開いたします。

追加日程第3 副議長辞職の件

○議長（岩根賢二君） 追加日程第3、副議長辞職の件を議題といたします。

お諮りします。小野広嗣君の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。

したがって、小野広嗣君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として、直ちに選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。

したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として、直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程配布のため、しばらく休憩します。

○

午前10時22分 休憩

午後10時24分 再開

○

○議長（岩根賢二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○

追加日程第4 副議長の選挙

○議長（岩根賢二君） 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。

したがって、副議長の選挙は投票で行うことに決定しました。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（岩根賢二君） ただいまの出席議員は19人です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に丸山一君及び玉垣大二郎君を指名いたします。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票用紙は単記無記名です。

（投票用紙配布）

○議長（岩根賢二君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○議長（岩根賢二君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

○事務局長（仮重良一君） それでは、順にお願いいたします。

1番市ヶ谷孝議員、2番青山浩二議員、3番野村広志議員、4番八代誠議員、5番小辻一海議員、6番持留忠義議員、7番平野栄作議員、8番西江園明議員、9番丸山一議員、10番玉垣大二

郎議員、11番鶴迫京子議員、12番毛野了議員、13番小野広嗣議員、14番長岡耕二議員、17番東宏二議員、18番小園義行議員、19番上村環議員、20番福重彰史議員、16番岩根賢二議員。

○議長（岩根賢二君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。丸山一君及び玉垣大二郎君、開票の立ち合いをお願いいたします。

（開票）

○議長（岩根賢二君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数19票、有効投票17票、無効投票2票です。有効投票のうち東宏二君、17票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票です。したがって、東宏二君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

（議場開鎖）

○議長（岩根賢二君） ただいま副議長に当選されました東宏二君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。当選人の発言を求めます。

○17番（東 宏二君） 大変ありがとうございます。副議長に当選させていただきました。

新議長のもとで議会改革をはじめ、市民の福祉向上のために一所懸命頑張っております。

また、議員の皆様と融和を図りながら前進してまいり所存でございますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） ここで休憩いたします。

○

午前10時33分 休憩

午前11時12分 再開

○

○議長（岩根賢二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○

日程第3 常任委員の選任

○議長（岩根賢二君） 日程第3、常任委員の選任を行います。

常任委員の選任につきましては、委員会の定数も限られており、希望に添えず御不満もあろうかと思いますが、御理解をいただきたいと思っております。

お諮りします。常任委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定によって、お手元に配布いたしました名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。

したがって、総務常任委員は、八代誠君、平野栄作君、玉垣大二郎君、毛野了君、小野広嗣君、上村環君。

文教厚生常任委員には、市ヶ谷孝君、野村広志君、持留忠義君、丸山一君、鶴迫京子君、小園義行君、岩根賢二。

産業建設常任委員には、青山浩二君、小辻一海君、西江園明君、長岡耕二君、東宏二君、福重彰史君。

以上のとおり、選任することに決定いたしました。

次に、委員会条例第9条第2項の規定により、各常任委員会の委員長及び副委員長を互選するため、同条例第10条第1項の規定に基づき、議長において各常任委員会を招集いたします。

これより、第一委員会室で総務常任委員会、第二委員会室で文教厚生常任委員会、第三委員会室で産業建設常任委員会を開きます。

ここで、委員長及び副委員長互選のため、しばらく休憩いたします。

○

午前11時14分 休憩

午前11時41分 再開

○

○議長（岩根賢二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○

○議長（岩根賢二君） 各常任委員会において互選されました委員長及び副委員長を報告いたします。

総務常任委員会委員長、平野栄作君、副委員長、八代誠君。

文教厚生常任委員会委員長、小園義行君、副委員長、野村広志君。

産業建設常任委員会委員長、長岡耕二君、副委員長、青山浩二君。

以上のとおりであります。

○

日程第4 議会運営委員の選任

○議長（岩根賢二君） 日程第4、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配布をしました名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員には、野村広志君、八代誠君、小辻一海君、平野栄作君、小野広嗣君、長岡耕二君、小園義行君を選任することに決定いたしました。

次に、委員会条例第9条第2項の規定により、議会運営委員会の委員長及び副委員長を互選するため、同条例第10条第1項の規定に基づき、議長において議会運営委員会を招集いたします。

これより、第一委員会室で議会運営委員会を開きます。
ここで、しばらく休憩いたします。

○
午前11時43分 休憩

午前11時51分 再開

○
○議長（岩根賢二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（岩根賢二君） 議会運営委員会において互選されました委員長及び副委員長を報告いたします。

委員長に小野広嗣君、副委員長に小辻一海君が互選されました。

○
日程第5 広報等調査特別委員の選任

○議長（岩根賢二君） 日程第5、広報等調査特別委員の選任を行います。

お諮りします。広報等調査特別委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配布しました名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。

したがって、広報等調査特別委員には、市ヶ谷孝君、青山浩二君、野村広志君、八代誠君、小辻一海君、平野栄作君、玉垣大二郎君、長岡耕二君、小園義行君を選任することに決定いたしました。

次に、委員会条例第9条第2項の規定により、広報等調査特別委員会の委員長及び副委員長を互選するため、同条例第10条第1項の規定に基づき、議長において広報等調査特別委員会を招集いたします。

これより、第一委員会室で広報等調査特別委員会を開きます。

ここで、しばらく休憩いたします。

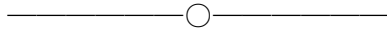
○
午前11時52分 休憩

午後0時00分 再開

○
○議長（岩根賢二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（岩根賢二君） 広報等調査特別委員会において互選されました委員長及び副委員長を報告いたします。

委員長に玉垣大二郎君、副委員長に市ヶ谷孝君が互選されました。



○議長（岩根賢二君） 以上で、本日の日程は終了しました。

明日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、どうも御苦労さまでした。

これで散会いたします。

午後0時01分 散会

平成28年第1回志布志市議会臨時会会議録（第2号）

期 日：平成28年2月19日（金曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 曾於南部厚生事務組合議会議員の選挙
- 日程第3 曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員の選挙
- 日程第4 大隅曾於地区消防組合議会議員の選挙
- 日程第5 曾於地区介護保険組合議会議員の選挙
- 日程第6 曾於北部衛生処理組合議会議員の選挙
- 日程第7 農業委員会委員の推薦
- 日程第8 同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第9 報告第1号 専決処分の報告について
- 日程第10 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（志布志市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第11 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する等の条例の制定について）

出席議員氏名（19名）

1 番 市ヶ谷 孝	2 番 青 山 浩 二
3 番 野 村 広 志	4 番 八 代 誠
5 番 小 辻 一 海	6 番 持 留 忠 義
7 番 平 野 栄 作	8 番 西江園 明
9 番 丸 山 一	10 番 玉 垣 大二郎
11 番 鶴 迫 京 子	12 番 毛 野 了
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
16 番 岩 根 賢 二	17 番 東 宏 二
18 番 小 園 義 行	19 番 上 村 環
20 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
総 務 課 長 萩 本 昌 一 郎	市民環境課長 西 川 順 一
税 務 課 長 木 佐 貫 一 也	保 健 課 長 津 曲 満 也
建 設 課 長 中 迫 哲 郎	志布支所産業建設課長 假 屋 眞 治

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 仮 重 良 一	次長兼議事係長 吉 田 秀 浩
調査管理係長 村 山 睦	議 事 係 溝 口 茂 樹

午前10時00分 開議

○議長（岩根賢二君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岩根賢二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、野村広志君と八代誠君を指名いたします。



日程第2 曾於南部厚生事務組合議会議員の選挙

○議長（岩根賢二君） 日程第2、曾於南部厚生事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

曾於南部厚生事務組合議会議員に、2番、青山浩二君、12番、毛野了君、17番、東宏二君、18番、小園義行君を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名いたしました青山浩二君、毛野了君、東宏二君、小園義行君を曾於南部厚生事務組合議会議員の当選人と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました青山浩二君、毛野了君、東宏二君、小園義行君が、曾於南部厚生事務組合議会議員に当選しました。

ただいま曾於南部厚生事務組合議会議員に当選しました青山浩二君、毛野了君、東宏二君、小園義行君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

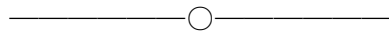
ここで当選人の発言を求めます。

○2番（青山浩二君） ただいま告知をいただきました青山でございます。曾於南部厚生事務組合議会議員として、全力で職務を全うしてまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

○12番（毛野了君） ただいま当選いたしました毛野了でございます。福祉向上に取り組みたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○17番（東 宏二君） 今、当選をしていただきました東宏二でございます。曾於南部厚生事務組合は2回目でございます。前回の力を今回も出して、頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○18番（小園義行君） 小園義行でございます。これまでも務めさせていただきましたけれども、引き続き、また力を大いに発揮したいと思っております。よろしくお願いいたします。



日程第3 曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員の選挙

○議長（岩根賢二君） 日程第3、曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員に、5番、小辻一海君、6番、持留忠義君、14番、長岡耕二君を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名いたしました小辻一海君、持留忠義君、長岡耕二君を曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員の当選人と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました小辻一海君、持留忠義君、長岡耕二君が曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員に当選しました。

ただいま曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員に当選しました小辻一海君、持留忠義君、長岡耕二君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

ここで当選人の発言を求めます。

○5番（小辻一海君） どうもお疲れさまです。ありがとうございます。

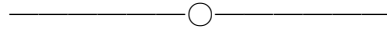
曾於地域公設地方卸売市場管理組合の議会議員として当選させていただきました。一生懸命尽力してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○6番（持留忠義君） 曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員として当選することができ

ました。引き続き責任を全うしますので、よろしく申し上げます。

○14番（長岡耕二君） 長岡耕二です。

曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員として活性化のために頑張っております。よろしくお願いたします。



日程第4 大隅曾於地区消防組合議会議員の選挙

○議長（岩根賢二君） 日程第4、大隅曾於地区消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

大隅曾於地区消防組合議会議員に、4番、八代誠君、16番、岩根賢二を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名いたしました八代誠君、岩根賢二を大隅曾於地区消防組合議会議員の当選人と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました八代誠君、岩根賢二が大隅曾於地区消防組合議会議員に当選しました。

ただいま大隅曾於地区消防組合議会議員に当選しました八代誠君、岩根賢二が議場にいます。

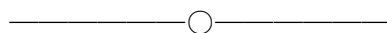
会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

ここで当選人の発言を求めます。

○4番（八代 誠君） おはようございます。

大隅曾於地区消防組合議会議員として一生懸命取り組んでまいりたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（岩根賢二君） 私、岩根賢二も一生懸命頑張ります。よろしくお願いたします。



日程第5 曾於地区介護保険組合議会議員の選挙

○議長（岩根賢二君） 日程第5、曾於地区介護保険組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選

にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

曾於地区介護保険組合議会議員に、7番、平野栄作君、8番、西江園明君、11番、鶴迫京子さんを指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名いたしました平野栄作君、西江園明君、鶴迫京子さんを曾於地区介護保険組合議会議員の当選人と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました平野栄作君、西江園明君、鶴迫京子さんが、曾於地区介護保険組合議会議員に当選しました。

ただいま曾於地区介護保険組合議会議員に当選しました平野栄作君、西江園明君、鶴迫京子さんが議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

ここで当選人の発言を求めます。

○7番（平野栄作君） おはようございます。

介護保険の分野につきましては、今後ますます重要性が高まってくるものだと考えております。組合議会議員として一生懸命全力で頑張って取り組んでまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○8番（西江園 明君） ただいま当選の告知をいただきました西江園でございます。

前期も務めさせていただきましたので、引き続き市議会の代表として努めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○11番（鶴迫京子さん） ただいま当選の告知をいただきました鶴迫です。

曾於地区介護保険組合の議会議員ということで、初めて町会議員になりましたときに、一番先に組合議会等議員としまして、この介護保険組合に指名推選されました。その初心を忘れないで、また初心に返り勉強し直して介護問題は喫緊の課題でありますので、最重要課題として、また介護をした身として、経験した者として、この2年間一生懸命取り組んでまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

—————○—————

日程第6 曾於北部衛生処理組合議会議員の選挙

○議長（岩根賢二君） 日程第6、曾於北部衛生処理組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

曾於北部衛生処理組合議会議員に、3番、野村広志君を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名いたしました野村広志君を曾於北部衛生処理組合議会議員の当選人と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました野村広志君が曾於北部衛生処理組合議会議員に当選しました。

ただいま曾於北部衛生処理組合議会議員に当選しました野村広志君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

ここで当選人の発言を求めます。

○3番（野村広志君） おはようございます。

曾於北部衛生処理組合議会議員として前回に引き続き頑張らせていただきます。積み上げた課題もまだまだたくさんございますので、全力であたりたいと思います。よろしく願いいたします。

—————○—————

日程第7 農業委員会委員の推薦

（青山浩二君・西江園明君・福重彰史君 退場）

○議長（岩根賢二君） 日程第7、農業委員会委員の推薦を行います。

お諮りします。農業委員会等に関する法律第12条第2項の規定によりますと、議会から推薦する学識経験者は4人以内となっていますので、今回4人を推薦したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。

したがって、今回4人を推薦することに決定いたしました。

農業委員会等に関する法律第12条第2項の規定により、農業委員会の委員の被推薦人として青山浩二君、西江園明君、福重彰史君、内村さとみさんを指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名いたしました青山浩二君を農業委員会委員の被推薦人とするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました青山浩二君を農業委員会委員の被推薦人とするに決定しました。

お諮りします。ただいま議長において指名しました西江園明君を農委員会委員の被推薦人とするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました西江園明君を農業委員会委員の被推薦人とするに決定しました。

お諮りします。ただいま議長において指名しました福重彰史君を農業委員会委員の被推薦人とするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました福重彰史君を農業委員会委員の被推薦人とするに決定しました。

お諮りします。ただいま議長において指名しました内村さとみさんを農業委員会委員の被推薦人とするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました内村さとみさんを農業委員会委員の被推薦人とするに決定しました。

（青山浩二君・西江園明君・福重彰史君 入場）

—————○—————

○議長（岩根賢二君） お諮りします。日程第8、同意第1号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

日程第8 同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

(上村環君 退場)

○議長(岩根賢二君) 日程第8、同意第1号、監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長(本田修一君) 提案理由の説明を申し上げます。

同意第1号、監査委員の選任につき同意を求めることについて、説明を申し上げます。

本案は、平成28年2月19日をもって退職した丸山一氏の後任として、上村環氏を議会議員のうちから選任する監査委員に選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(岩根賢二君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(岩根賢二君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(岩根賢二君) 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。同意第1号は、同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(岩根賢二君) 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号は、同意することに決定しました。

(上村環君 入場)

日程第9 報告第1号 専決処分の報告について

○議長(岩根賢二君) 日程第9、報告第1号、専決処分の報告についてを議題とします。

報告の内容について説明を求めます。

○市長(本田修一君) 報告内容の説明を申し上げます。

報告第1号、専決処分の報告について、説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定により御報告申し上げます。

平成28年1月14日に伐採作業に伴う事故に関し、損害賠償の額を定め、和解したものであります。

内容につきましては、平成27年12月10日、午後2時20分ごろ、市道町原・弓場ヶ尾線の法面伐採作業中に伐採した竹が車道に倒れ、同線を町原方向から国道220号線方向に走行していた和解の

相手方が所有する軽自動車のボンネット及びフロントガラスに接触し、車両を破損したものであります。

事故の原因は、伐採作業前に周辺の確認が不十分であったためであり、過失割合を市が100%、和解の相手方が0%とし、軽自動車の原型復旧に要する費用7万5,600円を市が和解の相手方に賠償し、和解したものであります。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） ただいまの説明に対し、質疑があれば許可をいたします。質疑はありませんか。

○9番（丸山 一君） 議会がある度に毎回損害賠償の事案がいつもあがってまいりますけれども、なかなか改善をされないようでございます。法面伐採につきましては、多分ビーバーかなんかで伐採をしてる時に、刈られた竹が倒れてきたんであろうと思うんですけれども、その対応策はどのようなふうにしておったのかを伺います。

○志布志支所産業建設課長（假屋眞治君） 当日の状況でございますけれども、雨が降っているなか5名で竹のはらいをしておりました。前後に作業中看板を設置しまして、並んで幅員が3mの歩道のところで背負式刈払機を背負いまして、伐採をしていたところでございます。

○9番（丸山 一君） 5名で伐採をしているときに、以前僕らが指摘しましたように、例えば、コンパネを立てて石が飛散しないようにとか、ネットを前に置いておくとか、ネットを張っておくですね。そういう対応はあったんでしょうか。

○志布志支所産業建設課長（假屋眞治君） 当日の現場の状況につきましては、歩道がありまして、緑化ブロックがある、その上の竹、唐竹を伐採している状況でございまして、その竹を歩道に倒しながら切っていた状況でございました。ということで、その日につきましては、コンパネ等は準備していなかったところでございます。

○9番（丸山 一君） いくら歩道上の法面の伐採とはいえ、竹は長さがあるわけですから、それが倒れてきたときのことを考えて、法長と竹の長さとかいうのを想定をして車道に倒すのであれば、やっぱりそれなりの対応というのが僕は必要だと思うんですよね。ただ法面だから届かないであろうということで切っておったって、今回みたいな、こういうことが起きるわけですから。であればですよ、竹を切るときに補助具か何かで、歩道側に倒していくとか何かしら対応があってもしかるべきじゃないかと思うんです。

当初言いましたように、議会がある度に、この損害賠償があがってくる。保険対応だから良いだろうという問題では、僕はないと思うんですよね。トラブルがあった場合に、一番難儀するのは当局なんです。やっぱり5人の作業員と、ほかの支所も本所もですけども、作業の方たちがおられるから、その指導たるや僕は徹底すべきだと思うんですけども。

○市長（本田修一君） ただいまの御指摘のとおりだというふうに思っております。

今回の場合、竹の伐採が事故を起こしたということで、もっとこの竹伐採については、その竹の特徴等を捉えながら事故対策がされれば、こういったことはなかったんじゃないかなというよ

うに思ったところでございます。

今後につきましては、今回の事故を教訓といたしまして、新たな対応策をとって作業を進めさせてまいりたいと思います。

○議長（岩根賢二君） ほかにありませんか。

○18番（小園義行君） こういう損害賠償が、事案が発生しますね。そうしたときに、100%市が今回の場合は過失割合としてあったと。相手方に対しての対応の仕方といいますか、そういったものは、それぞれの担当のところがされるのか、それとも総務課あたりで、窓口一つにしてされるのか、それが1点と。

相手の方は、いわゆる被害者としては、行政との関係でいうと、大変申し訳ないんですけど、役所というのは非常に、まあ言葉は悪いんですけど、かねての目線からしたときに、ちょっと住民に対してきちんとした、住民の側に向いた形でやってりゃいいんですけど、こういうときに、相手が不安になるような対応の仕方したら、これ非常にまずいと思うんですね。どういうことかって言いますと、実際に市としては弁護士を立ててやりますよとかね。そういうこと等になると、住民の方々は大変不安になったりするんじゃないかと思うんですよ。100%市が過失割合としてあったときの対応の仕方として、そういった住民に不安を与えないような対応が果たしてされているんだろうかということをし少し心配をするものですから、その対応の仕方はどういう形でされてるかという、2点についてお願いします。

○志布志支所産業建設課長（假屋眞治君） こういう災害が起きた場合の対応でございますけれども、これにつきましては、対応する課、原課の方で被害者の方と対応をいたします。その対応をした後、保険については、総務課の方が保険の窓口でございますので、保険の過失の割合とか、それから被害額についての相談、過去の事例等の相談等につきましては、私ども原課の方が総務課と調整しながら、そして私どもの方が被害者の方と真摯に調整をしていくことになる、示談交渉していくことになっております。

それから、その被害者への対応でございますが、今回につきましては、まず2時20分ごろ事故が起りまして、その後その場では、その被害者の方は注意をされて立ち去られました。その後電話がありまして、本庁にあったんですが、その後、私どもの産業建設課に連絡がありましたので、電話しまして、その場ですぐ夕方には大崎の方まで駆けつけまして、謝罪をしたところでございます。その後も、私ども原課の方で被害者とは電話のやり取りをやりながら、ここまで至ったところでございます。

○議長（岩根賢二君） よろしいですか。

[小園義行君「はい」と呼ぶ]

○議長（岩根賢二君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） 以上で、専決処分の報告を終わります。

—————○—————

○議長（岩根賢二君） お諮りします。

日程第10、承認第1号及び日程第11、承認第2号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号及び承認第2号については委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



日程第10 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(志布志市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について)

○議長（岩根賢二君） 日程第10、承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第1号、専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成27年12月25日に地方税法施行規則の一部を改正する省令等の一部を改正する省令が制定されたことに伴い、緊急に志布志市税条例の一部を改正する条例を改正する必要があるが生じ、同日に志布志市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○税務課長（木佐貫一也君） おはようございます。

承認第1号、専決処分の承認を求めることにつきまして、補足して御説明申し上げます。

今回の改正は、昨年12月16日に決定されました平成28年度与党税制改正大綱におきまして、一部の手続における個人番号の利用の取り扱いを見直す方針が示されたこと等を踏まえ、地方税法施行規則の一部を改正する省令等の一部を改正する省令が平成27年12月25日に公布されたことに伴う改正でございます。

改正省令の主な内容につきましては、お手元に配布しております補足資料を御覧いただきたいと思います。

主な改正内容として記してありますように、納税者の負担を軽減するため、地方税関係書類のうち申告等の主たる手続とあわせて提出され、または申告等の後に関連して提出され则认为られる一定の書類につきまして、納税義務者等の個人番号の記載を要しないこととするものでございます。番号制度に係る税条例の改正は、昨年9月の定例会、12月定例会において提案可決されておりますが、今回は見直し方針を踏まえた省令改正に伴い専決処分をしたものでございます。

税条例第51条第2項は、市民税の減免申請、第139条の3第2項は特別土地保有税の減免について記載しておりますが、いずれの申請書にも個人番号の記入を必要としないとする内容でございます。

また、説明資料の4ページに新旧対照表を載せておりますので、御参照いただきたいと思います。

補足説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○18番（小園義行君） これをそのまま見ると、私たちもよく分からないわけですけど、個人番号というのは、一般に今マイナンバー制度が始まっているわけですけど、マイナンバーというふうに理解していいんですか。

○税務課長（木佐貫一也君） おっしゃるとおり、いわゆるマイナンバーのことでございます。

○18番（小園義行君） そういうことであれば、ここに提出する書類等に「個人番号の記載を要しない」というふうに省令が出されたわけですね。明確にこれ、全国でいろいろあったんでしょう、おそらく。そういった意味で、住民の皆さんにも「議会だより」等が届いてますけど、税務課長や総務課長とのやり取りを「議会だより」の中で、いろいろ議論をさせていただいたものが出ていますが、こういったことが国から出された以上、住民にもこのことは、しっかりと行政としても知らしめる必要があると思うんですね。その対応は、どういうふうに考えられておられるんですか。

○税務課長（木佐貫一也君） 今御質問の広報関係の対応でございますが、当然賦課の後の減免申請ということになりますので、当然賦課決定の後にこういう状況で減免の相談をしたいというのが想定されますので、その時にこういう形で記載は必要ないということで説明をする考えであるところです。

○議長（岩根賢二君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第1号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は、承認することに決定しました。



日程第11 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(志布志市介護保険条例の一部)

を改正する条例の一部を改正する等の条例の制定について)

○議長（岩根賢二君） 日程第11、承認第2号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第2号、専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成27年12月25日に地方税法施行規則の一部を改正する省令等の一部を改正する省令が制定されたことに鑑み、緊急に志布志市介護保険条例の一部を改正する条例を改正し、及び志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を廃止する必要性が生じ、同日に志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する等の条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

内容につきましては、地方税法施行規則の一部を改正する省令等の一部改正に伴い、申告等の後に関連して提出されると考えられる書類等については、提出者等の個人番号の記載を要しないこととする見直しを行う措置が講じられたことに鑑み、介護保険料及び国民健康保険税について市民税と同様に取り扱うため、当該措置に関する規定を改廃するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第2号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は、承認することに決定しました。

—————○—————

○議長（岩根賢二君） 以上で、今臨時会に付議された全ての案件を終了しましたので、これをもって議事を閉じ、平成28年第1回志布志市議会臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

午前10時39分 閉会